

船舶事故調査報告書

令和2年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二(部会長)

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 同乗者死亡 |
| 発生日時 | 不明（令和2年3月20日 23時00分ごろ～23時15分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（長崎県長崎市 ^{まき} 牧島南方沖） |
| 事故の概要 | プレジャーボート ^{こはる} 琥陽は、東進中、同乗者が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年3月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーボート 琥陽、5トン未満 290-38319長崎、個人所有 5.65m(Lr)×1.90m×0.51m、FRP ディーゼル機関、44.10kW、平成3年5月2日（新造） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 64歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年11月17日 免許証交付日 平成27年11月18日 (令和2年11月17日まで有効) 同乗者 男性 53歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（同乗者） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、無風、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約16℃ |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、友人である同乗者1人を乗せ、牧島南西方沖で釣りを終え、令和2年3月20日22時45分ごろ係留地の長崎県諫早市 ^{いきはや} 田結港 ^{たゆい} に向けて帰港を開始した。 本船は、船長が操縦台で立った状態で手動操舵により、牧島南方沖を13～14ノットの対地速力で東進していた。 (写真1参照) |



写真1 本船

船長は、23時00分ごろ同乗者が、前部甲板で釣り具の後片付けを終え、操縦台の左舷側を通って行く際、声を掛けたが返事が無く、後部甲板に向かった姿を見た。

船長は、約1分後に後部甲板を見渡すと同乗者の姿が見当たらなかったため、落水したと思って航走波をたどって引き返した。

船長は、23時15分ごろ牧島南方沖でうつ伏せの状態で見つかる同乗者を発見し、本船に引き上げて心肺蘇生を行うとともに携帯電話で家族に連絡し、田結港に帰港した後、同乗者の心肺蘇生を行いながら119番通報した。

同乗者は、救急車によって病院に搬送され、溺水の吸引による窒息と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船の後部甲板のブルワークは、甲板上高さ約25cmであり、操舵室の両舷に手摺りが設けられていた。

本船は、本事故当時、東方に針路を保持し、急加速及び急旋回をすることもなく、また、浮遊物との衝突などもなかった。

本船は、船長が4年前に中古で購入し、同乗者が年に約10回乗船した経験があった。

船長及び同乗者は、本事故当時、釣りをしている際は、救命胴衣を着用していたものの、帰港する準備を行うときに動きづらく、釣り場から係留地まで近かったため、航行中に着用していなかった。

同乗者は、発見された際、防寒着の上下、長靴を着用しており、防水型の携帯電話を身に付けていた。

同乗者は、ふだん航行中、操縦台で操舵している船長の横で立って話をするか、または、後部甲板で着座していた。

同乗者は、本事故当日、健康状態は良好で、持病などはなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与

不明
不明
なし

| | |
|------------------|---|
| <p>判明した事項の解析</p> | <p>同乗者の死因は、溺水の吸引による窒息であった。</p> <p>本船は、牧島南方沖を東進中、船長が23時00分ごろ後部甲板に向かって操縦台の左舷側を歩いていく同乗者に声を掛けた後に同乗者が落水したことに気づき、23時15分ごろうつ伏せ状態で浮いている同乗者が発見されたことから、この間において、同乗者が落水して溺水したものと推定されるが、船長は同乗者が落水するところを目撃しておらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が牧島南方沖を東進中、同乗者が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、暴露甲板を移動する際、足元の障害物に注意し、手摺りや固定部を確実につかんで身体の姿勢を確保するなど、十分に注意して落水防止に努めること。 ・小型船舶の暴露甲板では、救命胴衣の着用を徹底すること。 |

付図1 事故発生場所概略図

